



愛知県教育委員会飯田教育長様

請願

2024年12月25日

請願人 行政を考える住民の会

事務局 宮崎邦彦

連絡先



学校における盗撮、人権侵害行為であり、犯罪「*撮影罪」であることを、生徒・職員が（速やかに）学習することをもとめる請願。

請願の理由趣旨

- 1 修学旅行先で女子中学生10数人が盗撮被害複数の男子生徒が関与し動画などを友人に送信か 埼玉・春日部市の中学校（資料1 2024年7月12プリント）
- 2 現場は教室 同級生を盗撮 高値で売買も（資料2 2024年11月11日朝日新聞 AERA 62頁～）

昨年7月に「撮影罪」が施行され、・・・3年以下の拘禁刑または300万円以下の罰金が科せられることになった。とある。

「最も重要なのは、他者の性的尊厳を尊重する大切さを、子どもたちに、伝えること」・・・他人の画像を性的なものとして扱うことはよくないと伝えることだ、と。とある。

義務教育の段階で繰り返し子どもたちに伝えることが重要です」とある。

「撮影罪の認識度を上げることが大切」と指摘する。とあることから、今回の早急なる取り組みを求めるものでもある。

- 3 学生の「盗撮事件」が続発する“闇深すぎる理由”・・・名門サッカー部にエリート校も、安易に盗撮に走る「ヤバい若者たち」

資料3 YAHOO! ニュース 2024年12/1配信 現代ビジネス

- 4 同意ない撮影は「性暴力」「人権侵害」 こどもによる盗撮 上

「いけない理由を伝えること必要」資料4 朝日新聞 2024年12月1日

この報道で、埼玉県の公立中では、*性的姿態撮影等処罰法と児童ポルノ禁止法違反の疑いで書類送検された。とある。

「ネットに流出した場合・・・人権を侵害され続ける」

「してはいけないだけでは、不十分。なぜ相手が傷つくのかを理解できなければ加害が繰り返される可能性がある」

防ぐに必要なのは「人権教育」「対等な関係や互いの意思を尊重する関係とは何かを積み上げた上で、してはいけない理由を伝えていく必要がある・・・」。とある。

- 5 うやむやは悪い成功体験に こどもによる盗撮 下

資料5 朝日新聞 2024年12月2日

撮影罪を規定する＊性的姿態撮影等処罰法（昨年７月施行）画像の記録や保管、提供も処罰対象となっています。とある。

教委に対応窓口を

詳しい人をつけて迅速に対応、・・・学校では、男女の担当教員、・・・とある。

「・・・被害者にとっては、同性の教員に見られるほうがまだ「まし」です。とある。

「これは、性犯罪だ」とその理由を含め伝える必要があります。とあるが、早急に、取り組みを始められることをもとめるものである。

学校での教育活動における、安全配慮については、その責任は、教育行政に常にあることは明らかである。学校（教育活動）での盗撮、時効なき問題といえる。教育行政は、常に、子ども生徒、職員に対して問題提起をしていくことが求められるということである。

請 願 事 項

- 1 まず、盗撮は、人権侵害であり、犯罪であることを、教員が、認識して、こども、生徒に伝えることを、年度内に行うこと。
- 2 各学校に、同性でない、複数の盗撮相談担当者を配置すること。
- 3 全国の学校における、盗撮事件が、報道等された場合は、学校は、事件についての問題等（人権侵害、犯罪であること）、に触れる、話し等を、必ず、子ども、生徒に行うこと。

添付資料、資料１から資料５については、文中に記載。

口頭意見陳述希望